議会のうごき

第４回臨時会

10月８日に開催された令和３年第４回町議会臨時会で、次の案件が審議されました。

へ付託された、長沼町一般会計、長沼町国民健康保険特別会計、長沼町後期高齢者医療保険特別会計、長沼町介護保険特別会計、長沼町立介護療養型老人保健施設事業特別会計、長沼町下水道事業特別会計、長沼町集落排水事業特別会計、町立長沼病院事業会計の令和２年度歳入歳出決算は、認定されました。

■令和３年度長沼町一般会計補正予算（第４号）（原案可決）

南空知消防組合分賦金の補正で既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ１２１０万円を増額し、予算の総額を84億３２５６万４千円とするものです。

■被表彰者の選定諮問について（原案承認）

本町発展に寄与された個人の表彰を行うべく、長沼町表彰条例第４条第２項の規定により、議会に諮問するものです。

■令和２年度長沼町一般会計等歳入歳出決算認定について（決算特別委員会審査結果報告）（原案認定）

第３回定例会で決算特別委員会

「児童虐待」は、保護者（親または親にかわる養育者）が子どもの心や身体を傷つけることにより、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えます。

虐待を防ぐためには、地域全体で子育て家庭を温かく見守り、支えていくことが大切です。声をかけてみる、困っていたら手助けをするなど、あなたのちょっとした優しさや心遣いが、大きな支えや励みとなります。

少しでも虐待が疑われた場合は、迷わずりふれ児童相談係など関係機関にご連絡ください。連絡は匿名でも可能で、連絡者の秘密は守られます。

《児童虐待の種類》

身体的虐待	殴る・蹴る・叩く・投げ落とす 激しく揺さぶる・やけどを負わせる 溺れさせる　など
性的虐待	子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィティの被写体にする　など
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かない　など
心理的虐待	言葉による脅し・無視・兄弟姉妹間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ＤＶ）　など

■こんなサイン、見落としていませんか？

＊　子どもについて　＊

・いつも子どもの泣き叫ぶ声や、保護者の怒鳴り声がする
・不自然な傷や打撲の跡がある
・衣類や身体がいつも汚れている
・落ち着きがなく乱暴である
・表情が乏しい、活気がない
・夜遅くまで一人で遊んでいる

＊　保護者について　＊

・地域などと交流が少なく、孤立している
・小さい子どもを家においたまま外出している
・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
・子どものケガについて不自然な説明をする

＊　子育て、しつけに悩んだら　＊

子育ては楽しいことばかりではなく、ストレスや不安などを感じることもあります。

ひとりで考え込まず、お気軽にご相談ください。

【相談先・連絡先（関係機関）】

・りふれ児童相談係（☎82−5555）
・岩見沢児童相談所（☎0126−22−1119 夜間も対応）
・児童相談所全国共通ダイヤル（☎189いちはやく）
・栗山警察署（☎0123−72−0110）

令和４年度 保育園 入園申込受付

保育園の利用を希望される方は「支給認定申請（保育の必要性の認定）」と「保育園入園申込」の申請手続きが必要になります。

なお、「支給認定申請」と「保育園入園申込」は同時に申請できますので、必要書類をご確認のうえ、お申し込みください。

■入園要件

保護者が下記のような理由で、家庭での保育ができない場合

＊家庭の内外で日常の家事以外の仕事を月48時間以上している
＊妊娠中または出産後間もない
＊病気療養中か、障がいがある　など

■対象児童

令和４年４月１日現在で生後57日以上の就学前児童（生後57日以上満２歳未満のお子さんは、中央長沼保育園のみ受入れ）

■保育園・定員

中央長沼保育園（南町２丁目３番３号）　定員150名
南長沼保育園（東４線南６番地）　定員　45名

■開所時間

月～土曜日　８時30分～17時　※延長保育あり

■保育時間

保護者の就労時間などによって異なります。

【保育標準時間（１日11時間以内）】
保護者の就労時間が月120時間以上

【保育短時間（１日８時間以内）】
保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満

※上記の時間を超える保育を希望する場合、延長保育を利用することになります。

■保育料

入園する児童の年齢（令和４年４月１日現在）と世帯の市町村民税所得割額で決定します。

＊４月～８月分（令和３年度　市町村民税所得割額）
＊９月～３月分（令和４年度　市町村民税所得割額）

■必要書類

【新規申込の方のみ提出】
①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

【全員提出】
②保育園入園申込書
③就労証明書または診断書など（父・母の分）

【令和３年１月２日以降に長沼町に転入した方のみ提出】
④次のいずれかの書類（父・母の分）
＊令和３年度市町村民税・道民税納税通知書
＊令和３年度給与所得等に係る市町村民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書
＊令和３年度市町村民税課税証明書

※各様式はりふれ子ども支援係または各保育園にあります。

■受付期間　11月１日(月)～11月22日(月)

■受付場所　りふれ　子ども支援係
※令和３年度から継続して入園を申し込まれる方は、各保育園にて受け付けます。

【問合先】りふれ子ども支援係（☎82−5555）

ファミリーサポートセンターからのお知らせ

サポート会員 登録受付中！

リクエスト会員の登録もお待ちしています！

ファミリーサポートセンターでは、子育てのお手伝いができる方（サポート会員）を募集しています。下記の講習を受講すると、どなたでもサポート会員として活動できます。

現在、サポート会員が不足し困っています。子育てに奮闘中のお母さん・お父さんを、みんなでサポートしませんか？

令和３年度 サポート会員講習会（受講料無料）
＊日　程＊　11月15日(月)、17日(水)、18日(木)
＊会　場＊　児童センターぽっくる

【申込・問合先】子育て支援センター内
長沼町ファミリーサポートセンター（☎080−1976−7845）